

宮崎東ロータリークラブ細則

- 第 1 条 理事および役員選挙
- 第 2 条 理事会
- 第 3 条 役員職務
- 第 4 条 会合
- 第 5 条 入会金および会費
- 第 6 条 採決の方法
- 第 7 条 五大奉仕部門
- 第 8 条 委員会
- 第 9 条 小委員会の職務
- 第 10 条 出席義務規定の免除
- 第 11 条 財務
- 第 12 条 会員選挙の方法
- 第 13 条 決議
- 第 14 条 議事の順序
- 第 15 条 改正

第 1 条 理事および役員選挙

第 1 節

役員を選挙すべき会合の 1 カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長(次次年度)、副会長、幹事、会計、会場監督および 5～7 名の理事を指名することを求めなければならない。

その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。
もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設問されなければならない。

適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。

投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事会計および会場監督がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。

投票の過半数を得た 6 名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙の後、7 月 1 日

に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員14名以内から構成する理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督及び直前会長及びその他の理事である。

※理事6名の内訳：クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代、プログラムの委員長

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってR I 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、R I 事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR I に対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをR I に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たって会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督（S A A）

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第2例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は月曜日 午後12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第10条第6節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録されその出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の規定によるものでなければならぬ。

第3節 総会および例会定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は毎月第1例会に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

また、議事録は当該会合後60日以内に書面にて全会員が入手できるようにする。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額192,000円とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第 7 条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。

それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第 8 条 委員会

第 1 節

1. クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標及び長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員を 3 年間努めるよう任命すべきである。会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ管理運営委員会
クラブ増強委員会
公共イメージ委員会
ロータリー財団委員会
奉仕プロジェクト委員会

2. クラブ管理運営委員会、クラブ増強委員会、公共イメージ委員会、ロータリー財団委員会奉仕プロジェクト委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも 2 名以上の他のメンバーから成るものとする。

3. 会長は、職権上すべての委員会のメンバーとなるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

4. 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。

理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない

5. 会長はその必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する小委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。

これらの委員会は、その責務によって奉仕プロジェクト委員会の所管するところとなる。また、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継 性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節 クラブ管理運営委員会

1. この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

委員長はクラブ奉仕委員長とし、委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

2. 会長は理事会の承認の下にクラブ管理運営の中の特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

出席小委員会
親睦活動小委員会
プログラム小委員会
S A A

3. クラブ小委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名のメンバーを再任するかまたは1名または数名のメンバーを2カ年の任期をもって任命することにより小委員会に継 性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第3節 クラブ増強委員会

1. この委員会はクラブ会員の勧誘と維持に関連する包括的な計画を立て活動を実施するものである。委員長はクラブ会長とし、委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

2. 会長は理事会の承認の下にクラブ増強の中の特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

会員増強小委員会
会員選考、職業分類小委員会
クラブ研修小委員会

第4節 公共イメージ委員会

1. 公共イメージ委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものである。

委員長は雑誌、ロータリー情報担当とし委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

2. 会長は理事会の承認の下に公共イメージの中の特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

クラブ会報、広報小委員会
雑誌、ロータリー情報小委員会

第5節 ロータリー財団委員会

1. この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

委員長はクラブ幹事とし、委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

2. 会長は理事会の承認の下にロータリー財団の中の特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

ロータリー財団小委員会
米山奨学小委員会

第6節 奉仕プロジェクト委員会

1. この委員会は、地元地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

委員長は副会長とし、委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

2. 会長は理事会の承認の下に奉仕プロジェクトの中の特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

クラブ奉仕小委員会
職業奉仕小委員会
社会奉仕小委員会
青少年奉仕小委員会
国際奉仕小委員会

第 9 条 小委員会の任務

1. 出席小委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること ― これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる ― を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

2. 親睦活動小委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

3. プログラム小委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

4. 会員増強小委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

5. 会員選考、職業分類小委員会

会員選考小委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

職業分類小委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも 8 月 31 日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その他職業分類の原則を適用し、充填未充填職業調査か分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

6. クラブ研修小委員会

この委員会は、絶えず本クラブ会員のニーズ調査をし、クラブ会員が何をすべきか決めるためにクラブ目標の分析を行う。

その責務を遂行する目的で、関連小委員会と調整し研修を企画するよう積極的に努めなければならない。

7. クラブ会報、広報小委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって会員の関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

8. 雑誌、ロータリー情報小委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し：雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し：新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し：ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し：図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい：ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り：その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

また、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

9. ロータリー財団小委員会

この委員会はロータリー財団に関する理解を深めて、人道的あるいは教育的プロジェクトの促進を通じて世界理解と平和を助長するため、ロータリー財団のプログラムに対する協力を奨励するものである。

10. 米山奨学小委員会

この委員会は、財団法人ロータリー米山記念奨学会に関する理解を深めて、この米山記念奨学会のプログラムに対する協力を奨励するものである。

11. クラブ奉仕小委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

12. 職業奉仕小委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

13. 社会奉仕小委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

14. 青少年奉仕小委員会

この委員会は、ロータリーの奉仕理念に基づいた活動の実践を通じ、国際社会に通用する青少年の育成を支援するものとする。

15. 国際奉仕小委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。

但し標準ロータリー・クラブ定款第 12 条第 3 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。)

第 11 条 財務

第 1 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない

第 2 節

すべての勘定書は役員 2 名の署名する伝票に某づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第 3 節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。

保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 4 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に到る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。R I に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資枳の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。

この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および

本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は次の理事会において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 14 条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
委員会報告(もしあれば)
審議未終議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。

但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款および R I の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

「ひまわり賞」贈呈規定

第1条 目 的

本規定は、ロータリーの「奉仕の理想」を長年色々な形で有為な社会活動を具現化されているにも係らず、日の目を見る事もなく活躍されている個人、法人、及び団体を対象に贈る「賞」である。

第2条 対 象 者

被表彰者は、職業奉仕委員会が主体となり、毎年当クラブ会員によって推薦されたものを、1名、又は、1団体とする。

第3条 推 薦 期 間

会員は、被表彰者推薦を職業奉仕委員会に、毎年8月末日迄に受賞候補者を宮崎県内のなかから推薦するものとする。

第4条 選 考

理事、役員会は、前項にしたがって推薦された候補者のなかから、この賞の趣旨に沿った受賞者を決定するものとする。なお選考に際し、会員外の学識経験者などの意見を参考にすることができる。

第5条 時 期

「ひまわり賞」贈呈式は、毎年10月の職業奉仕月間の例会において行うものである。

第6条 内 容

被表彰者には、表彰状または、賞牌、並びに賞金を贈呈するものとする。

第7条 改 正

本規定の変更は、理事会で決定する。

宮崎東ロータリークラブ慶弔金規定

第1条（目的） 本規定は、本クラブ会員並びにその家族に対する慶弔金及び見舞金その他に関することを本規定に基づいて執行するものとする。

第2条（慶事） 慶祝については、例会の席上全会員に慶祝の意を表し、記念品を会長が贈呈する。尚、親睦委員会が主体になり行うものとする。

①会員の古希・喜寿・米寿の場合は、5,000円相当の記念品を贈呈する。

②会員の結婚のときは、祝金20,000円を贈呈する。

③その他、慶祝の場合は、理事会の承認を経て決定するものとする。

第3条（弔慰） 不幸事が生じた場合は、次の通り見舞の意を表するものとする。尚、会長、副会長、幹事、親睦委員長の発議にて行う。

①会員死亡

・会員死亡のときは、全会員弔問する。

・香典20,000円 生花15,000円 弔電

②家族死亡

・会員夫人の死亡のときは、全会員弔問する。

・香典10,000円 生花15,000円 弔電

・会員及び夫人の両親、子供死亡のときは、役員・理事弔問する。香典10,000円 弔電

第4条（病氣見舞） 会員及び夫人が2週間以上傷病により、療養するときは、見舞金10,000円

会員夫人の見舞金 5,000円

第5条（その他） 会員の災害その他の不幸事については、その状況に応じて会長、親睦委員長の発議によって理事会の承認を経て取決めるものとする。但し、緊急を要する場合は、会長副会長、幹事の協議によって決定し、事後、速やかに理事会に報告するものとする。

第6条（改正） 本規定は、平成11年4月12日より実施する。
尚、必要に応じて理事会の議を経て改正するものとする。

（平成12年6月5日改正 理事会承認）